

宇土市ワクチン廃棄防止指針

新型コロナウイルスワクチンの接種にあたって、予約キャンセル等により、ワクチンの余剰が発生した場合、宇土市は以下の対象者に接種協力を行うことで、廃棄を防止していきます。

1 余剰が出た際の接種対象者リストの優先順位

【集団接種会場】

- (1) 医療従事者
- (2) 高齢者入所施設等で高齢者や障がい者に接する機会の多い者
※入所施設以外にも、通所系サービスや包括支援センター、ケアマネージャー等の業務上直接高齢者や障がい者と接する機会がある者も含む
- (3) 接種会場で接種業務の支援に従事する者
- (4) 教職員、保育士、放課後児童クラブの指導員等、児童生徒と業務上接触する機会の多い者
- (5) 指定管理業務に従事する者及び市の委託事業に従事する者のうち市長が指定する者
- (6) 新型コロナ対策業務及び窓口業務、在宅訪問等に従事する市職員

【個別接種会場：医療機関】

- (1) 医療従事者等
- (2) 接種会場の従事者
- (3) すでに接種券が届いている住民で、医師が重症化リスク等を考慮した結果、接種の必要性を認める者

2 市民への公表

- (1) 市広報紙とホームページやライン、フェイスブック等を用いて、計画的な廃棄防止を図ることを周知する。

3 接種対象者への連絡方法等

- (1) 集団接種会場については、(1)から(5)に該当する事業所等から事前に対象者リストの提出を行い、余剰が発生した時点で該当事業所等に対し、協力要請の連絡を入れる。
- (2) 個別接種会場については、医療機関で対象者を選定し、対象者へ直接連絡をしてもらうこととし、原則として市が調整することを行わないが、医療機関での調整が難しい場合は集団接種会場と同様に市での調整を実施する。

令和3年7月13日改定

令和3年5月20日

宇土市